



出向先会社シムックスに 団体交渉申入れ

地本は、6月16日組合員の出向先である株式会社シムックスに団体交渉の申し入れを行いました。

シムックスではこの間、勤務の引継ぎ時間が超勤として算定されず、それに対して支払い請求を行ったことに対して突然引継ぎ時間10分が労働時間に組み入れられ、さらには引継ぎの朝礼そのものが廃止になるといった不可解な取り扱いが行われています。

また、労働基準法の変形労働時間制の上限時間を超える勤務シフトが組まれています。

これらの問題点について、この間出向組合員はシムックスとの話し合いを持ってきましたが、明確な回答が示されずおかしな取り扱いが続いたため団体交渉の開催を申し入れました。

主な申し入れ項目

- 一ヶ月変形労働時間制を超えるシフト作成の経緯をあきらかにされたい。
- 一ヶ月変形労働時間制を超える勤務は休日勤務ではないのか。
- 勤務時間が10分延長された理由と根拠、朝礼が廃止された経緯をあきらかにされたい。